

福祉用具・住宅改修のサービス

日常生活での自立を助けます

福祉用具貸与

要介護１～５　要支援１・２

①車いす
②車いす付属品（電動補助装置など）
③特殊寝台（介護用ベッド）
④特殊寝台付属品（サイドレールなど）
⑤床ずれ防止用具
⑥体位変換器
⑦認知症老人徘徊感知機器
⑧移動用リフト（つり具を除く）
⑨手すり（工事をともなわないもの）
⑩スロープ（工事をともなわないもの）
⑪歩行器
⑫歩行補助つえ
⑬自動排泄処理装置
（交換可能部品を除く）

①～⑧の福祉用具は、原則として要支援１・２、要介護１の人は利用できません。
⑬の福祉用具は、原則として要支援１・２、要介護１～３の人は利用できません。

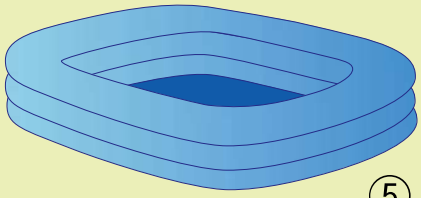
●利用者負担について
レンタル費用の１割から３割です。
支給限度額（９ページ参照）が適用されます。
福祉用具の種類や事業者により金額は変わります。

特定福祉用具購入費の支給

要介護１～５　要支援１・２

①腰掛便座
②自動排泄処理装置の交換可能部品
③排泄予測支援機器
④入浴補助用具
⑤簡易浴槽
⑥移動用リフトのつり具の部分
⑦スロープ
（工事を伴わないもの）
⑧歩行器
⑨歩行補助つえ

●利用者負担について
福祉用具の購入費の７割から９割を支給します。
支給限度額は毎年度10万円です。
受領委任払い制度を利用できます。
（注）指定を受けている事業者から購入した場合のみ
支給対象となります。



⑤

※「福祉用具貸与」及び「特定福祉用具購入費の支給」における「スロープ」、「歩行器」、「歩行補助つえ」は、利用期間に応じて費用負担を抑える方法を選択できます。

住宅改修費の支給　（注）改修前に事前申請が必要です。

①手すりの取付け

②段差の解消

③滑り防止および移動の円滑化のための
　床または通路面の材料の変更

④引き戸などへの扉の取替え

⑤洋式便器などへの便器の取替え

⑥上記①～⑤の工事に付帯して
　必要となる住宅改修

要介護 1～5　要支援 1・2



●利用者負担について

住宅改修費の7割から9割を支給します。支給限度額は20万円です。
受領委任払い制度を利用できます。

受領委任払い制度とは

介護保険での福祉用具購入費及び住宅改修費の支給は、いったん費用の全額を支払い、後で申請により保険給付分（７割 から９割）の払い戻しを受ける償還払いとなります。ただし、受領委任払い制度を利用することにより、初めから１割から３割の負担で利用することができるため、一時的な負担を軽減することができます。

交通事故など（第三者行為）による介護保険サービスの利用について

交通事故などの第三者行為が原因で介護保険サービスを利用する場合は、お住まいの地区の区役所高齢･障害課介護認定給付担当窓口への届出が義務づけられています。

〈特殊詐欺にご注意を！〉

1　電話で「キャッシュカード」と言われたらサギです。絶対に渡さない！

2　「還付金」に注意！ATMで医療費や保険料の還付金は受け取れません。

3　詐欺の電話は、自宅の電話だけでなく携帯電話にも増えています。
　自宅の電話は留守番電話に設定し、携帯電話では知らない番号からの着信には出ないようにしましょう。